

# 株 主 各 位

大阪市西区境川二丁目2番90号

**コンドテック株式会社**

代表取締役社長 菅 原 昭

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様方には、心よりお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番51号  
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階 1202会議室
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第59期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役9名選任の件
  - 第3号議案 監査役2名選任の件
  - 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正の必要が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<http://www.kondotec.co.jp>）にて、修正後の内容を開示いたします。

# 事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国向けの輸出の増加や政府の経済対策の効果によって、企業収益に改善が見られ、設備投資や個人消費なども一部に持ち直しの動きが見られたものの、急速に進行した円高や、雇用・所得環境は依然として厳しい状況のまま推移したことに加え、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループ関連業界におきましては、新設住宅着工戸数や設備投資は回復基調に転じているものの、建築物全体の需要は低水準で力強さに欠け、同業他社との販売競争に一層拍車がかかるなど、厳しい状況で推移しております。

東日本大震災の影響につきましては、東北圏内及び関東圏内にある一部の事業所、工場において、建物の一部損壊等の被害が生じましたが、鋭意復旧に努め、平成23年3月中に通常どおりの販売、生産体制となっております。

このような状況のもとで、当社は自社製品の拡販、新規販売先の開拓や休眠客の掘り起こし、販売先におけるインスタシェアの拡大、見積物件の徹底的なフォローなど諸施策を講じてまいりました。また、平成22年4月に電設資材卸売業の三和電材株式会社を連結子会社とし、事業拡大を図っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は35,548百万円となりました。また、のれんの償却61百万円などにより、営業利益は1,275百万円、経常利益は1,376百万円、震災による損失94百万円の計上により、当期純利益は834百万円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

また、当社はおかげさまで、平成23年4月27日に東京証券取引所市場第二部及び大阪証券取引所市場第二部から両証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

当連結会計年度における部門別の業績を示すと、次のとおりであります。

#### <産業資材部門>

土木・建築をはじめ、物流や船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、環境、街路緑化、産業廃棄物関連などさまざまな業界に商材を供給している産業資材部門は、企業の設備投資や住宅着工戸数の持ち直しを受け、関連商材の荷動きも回復基調で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の当部門の売上高は21,281百万円となりました。

#### <鉄構資材部門>

推定鉄骨需要量は若干の回復基調で推移する状況に押しとどまり、鉄骨建築物件の限られた需要をめぐる競合の激化と販売価格の下げ圧力から依然として厳しい状況で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の当部門の売上高は7,593百万円となりました。

#### <電設資材部門>

空調・換気扇、家電、照明、電線などの売上高は伸展し、また、LEDやエコキュート、リフォーム関係向けの太陽光発電などは、低炭素社会の成長産業として需要が拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度の当部門の売上高は6,673百万円となりました。

## 2. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、東日本大震災の国内経済に与える影響など不透明な状況であります。

当社グループの関連業界におきましては、原油、石炭、鉄鉱石等の原材料価格で上昇の動きが強まっていることなど、予断を許さない状況が続くと思われま

す。このような状況のもとで、当社グループは受注競争、価格競争に耐えうるコスト競争力を高め、自社製品・輸入商材・新商材の拡販と新規販売先の開拓の四つの重点施策を実行するとともに、平成22年4月に連結子会社とした三和電材株式会社との事業拡大を図ってまいります。

また、震災復興の動向等を予測することは困難であるものの、災害復旧や耐震資材を取扱う当社グループとしては、その社会的使命を全うする所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は240百万円で、その主なものは当社の基幹システム入替に伴うソフトウェアの更新、製造部門の生産設備の更新などであります。

### 4. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

### 5. 財産及び損益の状況の推移

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第59期 (当連結会計年度) (平成23年3月期)
売 上 高	千円 35,548,816
経 常 利 益	千円 1,376,516
当 期 純 利 益	千円 834,366
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	64円37銭
総 資 産	千円 26,194,332
純 資 産	千円 14,381,695
1 株 当 た り 純 資 産 額	1,109円58銭

- (注) 1. 当連結会計年度（第59期）より連結計算書類を作成しているため、当連結会計年度のみ記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

## (2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第56期 (平成20年3月期)	第57期 (平成21年3月期)	第58期 (平成22年3月期)	第59期 (当事業年度) (平成23年3月期)
売 上 高	千円 31,442,831	千円 33,258,352	千円 27,347,129	千円 28,883,074
経 常 利 益	千円 1,772,196	千円 1,912,346	千円 986,644	千円 1,194,022
当 期 純 利 益	千円 1,114,323	千円 1,095,633	千円 664,106	千円 768,285
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	88円71銭	85円75銭	51円23銭	59円27銭
総 資 産	千円 23,608,831	千円 24,667,671	千円 23,616,369	千円 24,142,180
純 資 産	千円 12,733,974	千円 13,991,474	千円 14,317,027	千円 14,315,117
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,013円71銭	1,079円46銭	1,104円59銭	1,104円45銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を控除して算出しております。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
三和電材株式会社	千円 283,998	100.0 %	電設資材卸売業

(注) 平成22年4月19日に三和電材株式会社の全議決権株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## 7. 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、土木用・建設用・荷役用・船舶用金物、鋼材、溶接資材、鋸螺及び電設資材の製造販売並びに輸出入を主な事業とし、当社グループの製造、販売する主要な製品・商品等は次のとおりであります。

部 門	主 要 な 製 品 ・ 商 品 等
産 業 資 材 部 門	ターンバックル、シャックル、足場吊りチェーン、丸セパレーター、ワイヤロープ、各種チェーン、コンテナバッグ、ブルーシート、土のう袋、物流荷役機器、木造住宅金物、型枠部材、仮設足場、現場用品、船舶・港湾関連資材、鉄鋼二次製品、環境関連資材、街路・緑化関連資材、鉄道関連資材 他
鉄 構 資 材 部 門	ブレース、アンカーボルト、ハイテンションボルト、ボルトナット類、鉄骨部材、溶接・塗装資材、機械工具、施工工事 他
電 設 資 材 部 門	照明器具、空調機器、換気扇、分電盤、電線ケーブル、配線器具、エコキュート、太陽光発電機器、家電機器 他

## 8. 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

### (1) 当社

本 社 大阪市西区境川二丁目2番90号

業 務 部 大阪市港区福崎三丁目1番148号

営 業 部

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	北海道石狩市	結城営業所	茨城県結城市
仙台支店	仙台市若林区	千葉営業所	千葉市花見川区
東京支店	東京都江東区	新潟営業所	新潟市東区
横浜支店	横浜市港北区	埼玉営業所	埼玉県川越市
名古屋支店	名古屋市中川区	八王子営業所	東京都八王子市
大阪支店	大阪市西区	松本営業所	長野県松本市
広島支店	広島市安佐南区	静岡営業所	静岡市駿河区
福岡支店	福岡市東区	金沢営業所	石川県金沢市
貿易部	大阪市西区	京都営業所	京都府八幡市
ホームセンター事業部	大阪市西区	神戸営業所	神戸市西区
青森営業所	青森県青森市	高松営業所	香川県高松市
秋田営業所	秋田県秋田市	長崎営業所	長崎県諫早市
郡山営業所	福島県郡山市	鹿児島営業所	鹿児島県霧島市

## 新規事業部

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
大 阪 支 店	大 阪 市 西 区	東 海 営 業 所	静 岡 市 駿 河 区
中 京 支 店	愛 知 県 一 宮 市	浜 松 営 業 所	浜 松 市 東 区
福 島 営 業 所	福 島 県 郡 山 市	京 滋 営 業 所	京 都 府 八 幡 市
北 関 東 営 業 所	茨 城 県 結 城 市	兵 庫 営 業 所	兵 庫 県 小 野 市
関 東 営 業 所	埼 玉 県 川 越 市	山 陽 営 業 所	広 島 市 安 佐 南 区
東 関 東 営 業 所	千 葉 市 花 見 川 区	北 九 州 営 業 所	福 岡 県 直 方 市
神 奈 川 営 業 所	横 浜 市 港 北 区	九 州 営 業 所	福 岡 市 東 区

## 工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
九 州 工 場	福 岡 県 直 方 市	滋 賀 工 場	滋 賀 県 蒲 生 郡
関 東 工 場	茨 城 県 結 城 市	札 幌 工 場	北 海 道 石 狩 市

(注) 平成22年10月1日付で、新規事業北海道営業所を札幌支店、新規事業北越営業所を新潟営業所、新規事業南九州営業所を鹿児島営業所へ統合いたしました。

## (2) 子会社

### 三和電材株式会社

本 社 名 古 屋 市 西 区 坂 井 戸 町 180 番 地

### 営 業 所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
営 業 本 部	名 古 屋 市 西 区	安 城 営 業 所	愛 知 県 安 城 市
名 東 営 業 所	名 古 屋 市 名 東 区	岡 崎 営 業 所	愛 知 県 岡 崎 市
東 営 業 所	名 古 屋 市 東 区	半 田 営 業 所	愛 知 県 半 田 市
中 川 営 業 所	名 古 屋 市 中 川 区	特 販 営 業 所	名 古 屋 市 西 区
南 営 業 所	名 古 屋 市 南 区	岐 阜 営 業 所	岐 阜 県 岐 阜 市
豊 明 営 業 所	愛 知 県 豊 明 市	大 阪 営 業 所	大 阪 市 西 区

(注) 平成22年11月22日付で、大阪営業所を開設いたしました。

## 9. 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員の状況

従業員数
663名

- (注) 1. 従業員数は臨時従業員を除いております。  
2. 当連結会計年度（第59期）より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度比増減は記載しておりません。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
563名	2名増加	41.0歳	13.1年

(注) 従業員数は子会社三和電材株式会社への出向者2名及び臨時従業員を除いております。

## 10. 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

### (1) 当社

該当事項はありません。

### (2) 子会社

三和電材株式会社

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	300,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	200,000千円
株式会社中京銀行	150,000千円
株式会社名古屋銀行	150,000千円
株式会社大垣共立銀行	100,000千円

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 13,528,500株
3. 株 主 数 2,406名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 藤 和 興 産	1,507 <sup>千株</sup>	11.63%
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライス ストック ファンド ( 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 )	1,000	7.72
コ ン ド ー テ ッ ク 社 員 持 株 会	758	5.85
近 藤 勝 彦	671	5.18
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	623	4.81
株 式 会 社 F プ ラ ン ニ ン グ	450	3.47
近 藤 純 位	401	3.10
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	376	2.91
近 藤 延 滋	351	2.72
近 藤 雅 英	332	2.56

- (注) 1. 当社は自己株式567,211株を保有しておりますが、上記「大株主」には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式（567,211株）を除いて算出しております。
3. フィデリティ投信株式会社から、平成21年12月22日付で大量保有報告書の提出があり、平成21年12月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。
- なお、当該報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	933千株	6.90%

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### Ⅳ 会社役員に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅 原 昭	
常 務 取 締 役	平 田 茂	営業本部長兼新規事業部長
常 務 取 締 役	安 藤 朋 也	管理本部長兼総務部長 三和電材株式会社 取締役
常 務 取 締 役	滝 水 莞 爾	製造本部長兼西日本製造部長兼九州工場長
取 締 役	堀 江 重 男	東日本営業部長兼東京支店長
取 締 役	近 藤 勝 彦	三和電材株式会社 代表取締役副社長 有限会社藤和興産 代表取締役
取 締 役	山 田 清	西日本営業部長兼大阪支店長
取 締 役	矢羽田 秀 人	業務部長
取 締 役	宮 晴 夫	東日本製造部長兼関東工場長
取 締 役	徳 田 勝	弁護士 株式会社椿本チエイン 社外監査役
常 勤 監 査 役	河 瀬 哲 夫	三和電材株式会社 監査役
監 査 役	稲 田 龍 示	弁護士法人光明会 代表社員 燦キャピタルマネージメント株式会社 社外取締役
監 査 役	北 山 諒 一	公認会計士

- (注) 1. 取締役徳田 勝氏は、社外取締役であり、当社は、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 監査役稲田龍示及び監査役北山諒一の両氏は、社外監査役であり、当社は、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 監査役北山諒一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の状況の異動については次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
平田 茂	営業本部長 兼新規事業部長	営業本部長	平成22年4月19日
安藤 朋也	管理本部長兼総務部長 兼企画部長 三和電材株式会社 取締役	管理本部長兼総務部長	平成22年4月19日
	管理本部長兼総務部長 三和電材株式会社 取締役	管理本部長兼総務部長 兼企画部長 三和電材株式会社 取締役	平成22年5月17日
滝水 莞爾	製造本部長兼西日本 製造部長兼九州工場 長	製造本部長兼九州工 場長	平成23年3月14日
近藤 勝彦	三和電材株式会社 代表取締役副社長	企画部長	平成22年4月19日
矢羽田 秀人	業務部長	新規事業部長	平成22年4月19日
宮 晴夫	東日本製造部長兼関 東工場長	関東工場長	平成23年3月14日

5. 当事業年度中の監査役の重要な兼職の状況の異動については次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
河瀬 哲夫	三和電材株式会社 監査役	—	平成22年12月16日

6. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動については次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
堀江 重男	東日本営業部長	東日本営業部長兼東 京支店長	平成23年6月1日
山田 清	西日本営業部長	西日本営業部長兼大 阪支店長	平成23年6月1日
矢羽田 秀人	—	業務部長	平成23年6月1日

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	192,939千円
監 査 役	3名	18,228千円
計	13名	211,167千円

(注) 取締役及び監査役の支給額には、社外役員（社外取締役1名及び社外監査役2名）に対する支給額14,580千円が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況	当該法人等との関係
監 査 役	稲 田 龍 示	弁護士法人光明会 代表社員	当社と弁護士法人光明会との間には特別な取引関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況	当該法人等との関係
取 締 役	徳 田 勝	株式会社椿本チエイン 社外監査役	当社と株式会社椿本チエインの間には特別な取引関係はありません。
監 査 役	稲 田 龍 示	燦キャピタルマネージメント株式会社 社外取締役	当社と燦キャピタルマネージメント株式会社との間には特別な取引関係はありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	徳田 勝	当事業年度開催の取締役会21回のうち19回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	稲田 龍示	当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会19回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	北山 諒一	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会19回のうち18回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

#### 4. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任において、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,650千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,910千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制構築アドバイザリー業務」を委託し、対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行う方針です。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

### 5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## VI 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議しており、当社の業務の適正を確保するための体制の整備状況は次のとおりであります。

なお、この体制につきましては、内容を適宜見直したうえで、継続的な改定を図っております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等を定めて、その周知徹底を図るとともに、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

なお、内部監査部門（監査室）は、コンプライアンスの実施状況を内部監査することにしております。

また、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することにしております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存及び管理することにしております。

また、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うこととしております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、リスク管理体制の構築、維持、向上を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督及び指導することにしております。

また、子会社から事業の状況について定期的に報告を受けることしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門（監査室）に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用人を配置し、監査業務を補助することにしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより内部監査部門（監査室）を監査役補助者として配置した場合の内部監査部門（監査室）に対する異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。

また、直属の使用人を配置した場合の使用人に対する異動、懲戒等については、監査役の同意を得るものとし、人事考課については、監査役が行うこととなっております。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は次の事項を監査役に報告することにしております。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、その事実に関する事項
  - ② 法令、定款に違反する行為を発見した場合、又はそのおそれがある場合は、その事実に関する事項
  - ③ 内部監査部門（監査室）の内部監査の結果
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役又は使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席しております。

また、監査役会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしております。

- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行うことしております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

- (1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

### ① 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウェイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、現在、日本全国に40カ所の販売拠点と4カ所の工場で土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、宮林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

(イ)お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点

(ロ)お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力

足場吊りチェーンでは昭和46年に仮設工業会の第1号認定工場となり、昭和60年にはターンバックルメーカーでは国内初のJIS表示許可を取得しております。

また、平成11年にはブレースメーカーでは国内初のISO9002を取得いたしました。現在では、全ての工場においてISO9001を取得し、高い生産技術で高品質な製品を供給しております。

(ハ)お客様から求められる最も大きなテーマの一つに即納があります。お客様のニーズにすぐに応えられるように、在庫を持った販売拠点を全国40カ所に設置して、クイックデリバリー体制をとっております。

(ニ)取扱商材が約4万点と多いことで、お客様からは便利で信頼できる仕入先として高い評価を得ております。

### ② 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、コア・コンピタンスの強化と環境・街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

- (イ)当社は、コア・コンピタンスであります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドーブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
- (ロ)当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。アスベストの除去工事で使用されますマスク、防護服、回収袋や産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグなど環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。
- (ハ)当社は、平成22年4月に電設資材卸売業の三和電材株式会社を完全子会社化し、同社とのシナジーを最大限に発揮し、今後は環境、エコ、スマートグリッド関連等の注目される成長分野への事業展開により、当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。

③ コーポレートガバナンスの強化、株主還元等

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化することによってコーポレートガバナンスの強化、充実することを経営の最も重要な課題の一つであると認識しております。

その実現のため、経営の透明性と監督機能の強化を図るために、弁護士である社外取締役1名を選任し、法令を含む企業全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって、経営の監視と助言を行い、併せて、弁護士及び公認会計士の専門的な知見及び独立性を有した2名の社外監査役を含む3名の監査役による客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行う方針であります。平成7年に株式上場してから平成22年3月期までの15年間で業績の向上に応じて年間配当を8回増配いたしました。また、平成13年以降5年間にわたり当初の発行済株式数の約15%の自己株式を取得し、平成17年11月16日には自己株式を100万株消却いたしました。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第56回定時株主総会において、有効期間を平成23年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買取防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

① 本プラン導入の目的

当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。

本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

② 本プランの概要

(イ) 対象となる大規模買付行為

次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。

- (i) 当社が発行者である株券等について、株券等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 大規模買付者に対する必要情報提供の要求

大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切にご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

(ハ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、次の(i)又は(ii)の期間を取締役会評価期間として設定します。

(i) 対価を現金(円価)のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

(ニ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

(ホ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

(ヘ) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

- (4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

- ② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

- ③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを第56回定時株主総会における株主の皆様のご承認により導入いたしました。その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。

従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されています独立委員会を設置しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

(<http://www.kondotec.co.jp/pdf/20.4baishuboueisaku.pdf>)

---

◎本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,874,590</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,071,530</b>
現金及び預金	3,396,795	支払手形及び買掛金	4,573,576
受取手形及び売掛金	9,754,243	短期借入金	900,000
商品及び製品	1,866,924	未払金	3,299,730
仕掛品	122,877	未払法人税等	457,298
原材料及び貯蔵品	351,459	賞与引当金	349,026
繰延税金資産	241,691	災害損失引当金	22,945
その他の流動資産	245,073	その他の流動負債	468,954
貸倒引当金	△ 104,474	<b>固定負債</b>	<b>1,741,107</b>
<b>固定資産</b>	<b>10,319,742</b>	長期未払金	63,163
<b>有形固定資産</b>	<b>8,636,397</b>	土地の再評価に係る繰延税金負債	237,356
建物及び構築物	2,240,799	役員退職慰労引当金	261,419
機械装置及び運搬具	577,264	退職給付引当金	1,166,493
土地	5,752,189	その他の固定負債	12,675
その他の有形固定資産	66,143	<b>負債合計</b>	<b>11,812,637</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>485,369</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	244,933	<b>株主資本</b>	<b>15,554,807</b>
その他の無形固定資産	240,435	資本金	2,328,100
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,197,975</b>	資本剰余金	2,096,170
投資有価証券	705,311	利益剰余金	11,628,987
長期貸付金	3,002	自己株式	△ 498,449
繰延税金資産	251,127	その他の包括利益累計額	△1,173,112
その他の投資等	406,345	その他有価証券評価差額金	390,104
貸倒引当金	△ 167,811	繰延ヘッジ損益	6,242
<b>資産合計</b>	<b>26,194,332</b>	土地再評価差額金	△1,569,458
		<b>純資産合計</b>	<b>14,381,695</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>26,194,332</b>

# 連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		35,548,816
売上原価		28,205,420
売上総利益		7,343,396
販売費及び一般管理費		6,067,774
営業利益		1,275,621
営業外収益		
受取利息配当金	5,263	
仕入割引	115,962	
助成金収入	7,237	
その他の営業外収益	38,078	166,542
営業外費用		
支払利息	3,398	
売上割引	46,653	
その他の営業外費用	15,594	65,646
経常利益		1,376,516
特別利益		
固定資産売却益	46	
投資有価証券売却益	217,800	
貸倒引当金戻入	5,589	
退職給付制度改定益	40,223	263,659
特別損失		
固定資産除却損	4,108	
投資有価証券評価損	8,042	
減災による損失	30,015	
震災による損失	94,299	136,465
税金等調整前当期純利益		1,503,710
法人税・住民税及び事業税	713,632	
法人税等調整額	△ 44,288	669,344
少数株主損益調整前当期純利益		834,366
当期純利益		834,366

## 連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	2,328,100	2,096,170	11,131,632	△498,444	15,057,457
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△168,497		△168,497
剰余金の中間配当			△168,497		△168,497
当期純利益			834,366		834,366
自己株式の取得				△66	△66
自己株式の処分			△17	61	44
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度の変動額合計	-	-	497,354	△4	497,349
平成23年3月31日残高	2,328,100	2,096,170	11,628,987	△498,449	15,554,807

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	その他の包括 利益累計額合計	
平成22年3月31日残高	821,999	7,028	△1,569,458	△740,430	14,317,027
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△168,497
剰余金の中間配当					△168,497
当期純利益					834,366
自己株式の取得					△66
自己株式の処分					44
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額(純額)	△431,895	△785		△432,681	△432,681
当連結会計年度の変動額合計	△431,895	△785	-	△432,681	64,667
平成23年3月31日残高	390,104	6,242	△1,569,458	△1,173,112	14,381,695

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、平成22年3月31日残高は個別計算書類の残高であります。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 1 社  
連結子会社の名称……三和電材株式会社
- (2) 非連結子会社の名称等  
該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有 価 証 券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法による処理、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② た な 卸 資 産

- a. 商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
（一部商品は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法））
- b. 製品・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- c. 原 材 料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- d. 貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く） ……定額法

建物（建物附属設備を除く）以外 ……定率法

② 無形固定資産 ……定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用 ……均等償却

⑤ 少額償却資産 ……均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれの発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。過去勤務債務については、その発生年度において一括処理しております。

また、執行役員については、執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金に含めて計上しております。

なお、子会社である三和電材株式会社につきましては、小規模企業等における簡便法を用いております。

④ 役員退職慰労引当金

連結子会社において役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(追加情報)

当社は、平成22年4月に税制適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別利益として40,223千円計上しております。

## 連結貸借対照表に関する注記事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,373,346千円

2. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
915,137千円

3. 社員持株会専用信託の借入金に対する保証債務の額 26,440千円

## 連結損益計算書に関する注記事項

震災による損失

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当社の営業地域が被災し、この震災に伴う損失金額を計上しております。この震災に関連した損失の内訳は次のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	59,704千円
設備復旧費用の見積	22,945千円
たな卸資産廃棄費用	9,736千円
その他	1,912千円
計	94,299千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度の増加株式数	当連結会計年度の減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,528,500株	一株	一株	13,528,500株

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度の株式数は前事業年度末の株式数であります。

## 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	168,497千円	13円	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	168,497千円	13円	平成22年 9月30日	平成22年 11月26日

## 3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会 (予定)	普通株式	利益剰余金	168,496千円	13円	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

## 金融商品に関する注記事項

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に建設資材等の製造販売を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を自己資金若しくは銀行借入で賄うこととしております。また、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、金融機関を含む取引先企業との円滑な取引継続に関連する株式であり市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入事業に伴い生じている外貨建ての営業債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引のみであります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等は、次のとおりであります。

① ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引（先物為替予約取引）

ヘッジ対象 契約が成立した輸出入取引

② ヘッジ方針

当社グループは、為替変動のリスク軽減のため、輸出入取引契約が成立した実需のある取引のみデリバティブ取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

③ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ取引時以降のヘッジ対象の相場の変動幅を基にして判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「与信管理規程」に基づき、営業債権等について経理部審査課が定期的取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び債権残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

当社のデリバティブの取引の契約先は、信用度の高い国内の銀行であるため契約不履行による信用リスクはほとんどありません。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替変動のリスク軽減のため、輸出入取引契約が成立した実需のある取引のみ先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的な時価や取引先企業の財務状況及び取引関係を勘案して保有状況の検討を定期的に行っております。

デリバティブ取引につきましては、先物為替予約取引のみであり、「貿易部業務処理要領」に基づき、貿易部が実行し、その管理は営業本部が毎月末貿易部より契約残高の報告を求め、金融機関よりの残高通知書との確認を行っております。また監査室及び経理部も適時内部監査等を実施し、リスク管理に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払ができなくなるリスク）の管理

当社グループは、年度事業計画に基づく資金繰管理と月々の取締役会への報告事項である資金繰実績及び3ヶ月資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持と把握に努め流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が乏しいもの及び既に時価を付しているものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,396,795	3,396,795	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,754,243	9,754,243	—
(3) 投資有価証券	702,011	702,011	—
資産計	13,853,050	13,853,050	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,573,576	4,573,576	—
(2) 短期借入金	900,000	900,000	—
(3) 未払金	3,299,730	3,299,730	—
(4) 未払法人税等	457,298	457,298	—
負債計	9,230,605	9,230,605	—
デリバティブ取引(※)	10,491	10,491	—

(※) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価は、決済期日までの期間が短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金の時価は、決済期日までの期間が短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 短期借入金

短期借入金の時価は、支払期日までの期間が短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 未払金

未払金の時価は、支払期日までの期間が短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 未払法人税等

未払法人税等の時価は、支払期日までの期間が短期であるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,300

## 賃貸等不動産に関する注記事項

該当事項においては重要性が乏しいため記載をしておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記事項

1 株当たり純資産額	1,109円58銭
1 株当たり当期純利益金額	64円37銭

## 重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

## その他の注記

### 有価証券に関する注記事項

#### 1. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株 式	30,430千円	686,325千円	655,895千円
小 計	30,430千円	686,325千円	655,895千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株 式	18,240千円	15,685千円	△2,555千円
小 計	18,240千円	15,685千円	△2,555千円
合 計	48,671千円	702,011千円	653,339千円

#### 2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	218,900千円	217,800千円	－千円

#### 3. 時価評価されていない主な有価証券

種 類	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	3,300千円
合 計	3,300千円

## 退職給付に関する注記事項

1. 採用している退職給付制度	当社グループは主として、確定給付企業年金制度を採用しております。
2. 退職給付債務に関する事項	
① 退職給付債務	△2,025,854千円
② 年金資産	780,922千円
③ 未積立退職給付債務①+②	△1,244,932千円
④ 未認識数理計算上の差異	78,438千円
⑤ 連結貸借対照表計上額純額③+④	△1,166,493千円
⑥ 退職給付引当金	△1,166,493千円
3. 退職給付費用の内訳	
① 勤務費用	136,235千円
② 利息費用	28,724千円
③ 期待運用収益	△9,994千円
④ 数理計算上の差異の処理額	41,494千円
⑤ 退職給付費用①+②+③+④	196,458千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
① 割引率	1.50%
② 期待運用収益率	1.50%
③ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
④ 数理計算上の差異の処理年数	5年(定額法)
⑤ 過去勤務債務の処理年数	一括

## 資産除去債務に関する注記事項

該当事項はありません。

-----  
 ◎連結計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,706,054</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,367,273</b>
現金及び預金	3,164,633	支払手形	2,336,247
受取手形	4,431,460	買掛金	1,646,187
売掛金	3,893,135	未払金	3,292,910
商品	1,050,287	未払費用	307,150
製品	380,010	未払法人税等	356,676
原材料	291,761	未払消費税等	37,717
仕掛品	122,877	賞与引当金	313,872
貯蔵品	59,697	災害損失引当金	22,945
繰延税金資産	214,568	その他の流動負債	53,566
その他の流動資産	200,922	<b>固定負債</b>	<b>1,459,789</b>
貸倒引当金	△ 103,301	長期未払金	63,163
<b>固定資産</b>	<b>10,436,126</b>	土地の再評価に係る繰延税金負債	237,356
<b>有形固定資産</b>	<b>7,490,009</b>	退職給付引当金	1,159,269
建物	1,892,351	<b>負債合計</b>	<b>9,827,063</b>
構築物	59,576	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	517,154	<b>株主資本</b>	<b>15,488,725</b>
車両運搬具	10,442	資本金	2,328,100
工具器具及び備品	54,335	資本剰余金	2,096,170
土地	4,955,034	資本準備金	2,096,170
その他の有形固定資産	1,115	利益剰余金	11,562,905
<b>無形固定資産</b>	<b>227,734</b>	利益準備金	216,694
ソフトウェア	202,857	その他利益剰余金	11,346,211
電話加入権等	24,877	圧縮記帳積立金	207,126
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,718,382</b>	別途積立金	7,610,000
投資有価証券	698,026	繰越利益剰余金	3,529,084
関係会社株式	1,757,521	<b>自己株式</b>	<b>△ 498,449</b>
出資金	770	評価・換算差額等	△1,173,608
従業員長期貸付金	1,066	その他有価証券評価差額金	389,607
長期差入保証金	125,601	繰延ヘッジ損益	6,242
繰延税金資産	111,715	土地再評価差額金	△1,569,458
その他の投資等	69,539	<b>純資産合計</b>	<b>14,315,117</b>
貸倒引当金	△ 45,859	<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,142,180</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,142,180</b>		

# 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		28,883,074
売 上 原 価		22,687,514
売 上 総 利 益		6,195,559
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,008,475
営 業 利 益		1,187,084
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	10,229	
仕 入 割 引	15,892	
助 成 金 収 入	7,237	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	23,546	56,905
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	36,224	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	13,742	49,967
経 常 利 益		1,194,022
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	46	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	217,800	
貸 倒 引 当 金 戻 入	5,575	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	40,223	263,646
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,914	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,063	
減 損 損 失	30,015	
震 災 に よ る 損 失	94,299	133,292
税 引 前 当 期 純 利 益		1,324,375
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	546,693	
法 人 税 等 調 整 額	9,396	556,090
当 期 純 利 益		768,285

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合計		
			資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成22年3月31日残高	2,328,100	2,096,170	216,694	209,694	7,610,000	3,095,243	11,131,632	△498,444	15,057,457	
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△168,497	△168,497		△168,497	
剰余金の中間配当						△168,497	△168,497		△168,497	
圧縮記帳積立金の取崩				△2,567		2,567	—		—	
当期純利益						768,285	768,285		768,285	
自己株式の取得								△66	△66	
自己株式の処分						△17	△17	61	44	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)										
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	△2,567	—	433,840	431,273	△4	431,268	
平成23年3月31日残高	2,328,100	2,096,170	216,694	207,126	7,610,000	3,529,084	11,562,905	△498,449	15,488,725	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成22年3月31日残高	821,999	7,028	△1,569,458	△740,430	14,317,027
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△168,497
剰余金の中間配当					△168,497
圧縮記帳積立金の取崩					—
当期純利益					768,285
自己株式の取得					△66
自己株式の処分					44
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	△432,392	△785		△433,177	△433,177
当事業年度中の変動額合計	△432,392	△785	—	△433,177	△1,909
平成23年3月31日残高	389,607	6,242	△1,569,458	△1,173,608	14,315,117

# 個 別 注 記 表

## 重要な会計方針

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有 価 証 券

その他有価証券

- ① 時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法による処理、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) た な 卸 資 産

- ① 商品・原材料……移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)  
(一部商品は総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法))
- ② 製品・仕掛品……総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ③ 貯 蔵 品……最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有 形 固 定 資 産

① 建物(建物附属設備を除く) ……定額法

② 建物(建物附属設備を除く) 以外……定率法

(2) 無 形 固 定 資 産……定額法 [ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法]

#### (3) リ ー ス 資 産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長 期 前 払 費 用……均等償却

(5) 少 額 償 却 資 産……均等償却

### 3. 重要な引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定率法により、それぞれの発生の翌事業年度より費用処理することとしております。過去勤務債務については、その発生年度において一括処理しております。

また、執行役員については、執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金に含めて計上しております。

(4) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

#### 5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響はありません。

#### (追加情報)

当社は、平成22年4月に税制適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別利益として40,223千円計上しております。

#### 貸借対照表に関する注記事項

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                  | 8,085,711千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） |             |
| 短期金銭債権                             | 2,656千円     |
| 短期金銭債務                             | 2,561千円     |
| 3. 土地の再評価                          |             |

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

## 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

915,137千円

4. 社員持株会専用信託の借入金に対する保証債務の額 26,440千円

5. 取締役・監査役に対する金銭債務

長期金銭債務

63,163千円

## 損益計算書に関する注記事項

### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

7,749千円

仕入高

19,911千円

その他

27,683千円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金

6,154千円

資産購入高

1,070千円

### 2. 震災による損失

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当社の営業地域が被災し、この震災に伴う損失金額を計上しております。この震災に関連した損失の内訳は次のとおりであります。

貸倒引当金繰入額

59,704千円

設備復旧費用の見積

22,945千円

たな卸資産廃棄費用

9,736千円

その他

1,912千円

計

94,299千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記事項

### 1. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度の増加株式数	当事業年度の減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	567,165株	116株	70株	567,211株

(注)1. 普通株式の自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少株式数は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

## 税効果会計に関する注記事項

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
未払事業税・事業所税否認	35,222千円
賞与引当金損金算入限度超過額	127,118千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	475,563千円
長期未払金	25,581千円
その他	83,719千円
繰延税金資産小計	747,205千円
評価性引当額	△10,490千円
繰延税金資産合計	736,714千円
(繰延税金負債)	
圧縮記帳積立金	△140,985千円
その他有価証券評価差額金	△265,195千円
その他	△4,249千円
繰延税金負債合計	△410,429千円
繰延税金資産の純額	326,284千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
住民税均等割等	2.4%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.0%

## リースにより使用する固定資産に関する注記事項

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

### 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高 相当額
車両運搬具	1,207千円	1,046千円	161千円
工具器具及び備品	3,096千円	2,373千円	722千円
合計	4,303千円	3,420千円	883千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

### 2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	780千円
1年超	154千円
計	935千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

### 3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	893千円
減価償却費相当額	893千円

### 4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### オペレーティング・リース取引

未経過リース料	
1年内	50,721千円
1年超	58,854千円
計	109,576千円

## 関連当事者との取引に関する注記事項

該当事項はありません。

### 1株当たり情報に関する注記事項

1株当たり純資産額	1,104円45銭
1株当たり当期純利益金額	59円27銭

### 重要な後発事象に関する注記事項

該当事項はありません。

### その他の注記

#### 資産除去債務に関する注記事項

該当事項はありません。

---

◎計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

コンドーテック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中村 基夫 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 睦裕 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コンドーテック株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コンドーテック株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

コンドーテック株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中村基夫 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井睦裕 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コンドーテック株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

コンドーテック株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 河 瀬 哲 夫 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 稲 田 龍 示 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 北 山 諒 一 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけ、「収益の向上」、「企業価値の増大」を図りながら、配当性向を勘案し、安定配当を目指すことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき13円とさせて頂きたく存じます。これにより、すでに実施しております中間配当1株につき13円を加えました年間配当金は、1株につき26円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき13円 総額168,496,757円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役10名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	すが わら あきら 菅 原 昭 (昭和23年3月29日生)	昭和43年2月 当社入社 平成2年6月 当社取締役関東ブロック長兼東京支店長 平成3年9月 当社取締役中部ブロック長兼名古屋支店長 平成5年10月 当社取締役東京支店長 平成8年5月 当社取締役営業部長 平成12年7月 当社常務取締役営業部長 平成14年6月 当社常務取締役営業本部長兼営業部長 平成15年9月 当社常務取締役営業本部長兼営業部長兼ホームセンター事業部長 平成17年6月 当社専務取締役営業本部長兼営業部長兼ホームセンター事業部長 平成17年10月 当社専務取締役営業本部長兼営業部長 平成18年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	57,706株
2	ひら た しげる 平 田 茂 (昭和27年4月18日生)	平成3年4月 当社入社 新規事業大阪営業所長 平成4年10月 当社新規事業大阪支店長 平成8年5月 当社新規事業本部長 平成8年6月 当社取締役新規事業本部長 平成10年7月 当社取締役新規事業部長 平成11年8月 当社取締役新規事業部長兼新規事業大阪支店長 平成17年6月 当社常務取締役新規事業部長兼新規事業大阪支店長 平成18年6月 当社常務取締役営業本部長兼新規事業部長 平成20年6月 当社常務取締役営業本部長 平成22年4月 当社常務取締役営業本部長兼新規事業部長 (現在に至る)	47,360株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	あん どう とも や 安 藤 朋 也 (昭和28年6月11日生)	<p>平成8年1月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）久喜支店長</p> <p>平成10年2月 同行大森支店長</p> <p>平成11年11月 同行尾東尾北地区母店長兼小牧支店長</p> <p>平成14年2月 同行上本町法人営業部長兼上本町支店長</p> <p>平成16年1月 同行企業部主任調査役</p> <p>平成16年4月 同行中之島法人営業部長兼中之島支店長</p> <p>平成18年4月 同行本部審議役</p> <p>平成18年11月 当社出向 総務部長</p> <p>平成19年6月 当社入社 総務部長</p> <p>平成19年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長</p> <p>平成21年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長</p> <p>平成22年4月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長兼企画部長</p> <p>平成22年4月 三和電材株式会社取締役 (現在に至る)</p> <p>平成22年5月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長 (現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況) 三和電材株式会社 取締役</p>	13,400株
4	たき みず かん じ 滝 水 莞 爾 (昭和20年1月1日生)	<p>平成2年7月 住友金属工業株式会社東京本社鉄鋼総括部専任部長</p> <p>平成11年6月 和気耐火工業株式会社へ出向 常務取締役</p> <p>平成11年10月 同社入社</p> <p>平成14年10月 株式会社住友金属小倉入社 九州機械伸鉄株式会社へ出向 工場長</p> <p>平成15年10月 株式会社スミクラ代表取締役社長</p> <p>平成17年4月 当社入社</p> <p>平成18年4月 当社九州工場長</p> <p>平成18年5月 当社九州工場長兼九州工場研究開発部長</p> <p>平成18年6月 当社執行役員九州工場長兼九州工場研究開発部長</p> <p>平成19年6月 当社取締役九州工場長兼九州工場研究開発部長</p> <p>平成20年6月 当社取締役製造本部長兼九州工場長</p> <p>平成21年6月 当社常務取締役製造本部長兼九州工場長</p> <p>平成23年3月 当社常務取締役製造本部長兼西日本製造部長兼九州工場長 (現在に至る)</p>	3,700株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	ほり え しげ お 堀 江 重 男 (昭和24年12月31日生)	昭和49年2月 当社入社 昭和62年8月 当社仙台営業所長 昭和64年1月 当社仙台支店長 平成8年5月 当社業務部長 平成8年6月 当社取締役業務部長 平成10年7月 当社取締役東京支店長 平成18年6月 当社取締役東日本営業部長兼東京支店長 平成23年6月 当社取締役東日本営業部長 (現在に至る)	37,200株
6	こん どう かつ ひこ 近 藤 勝 彦 (昭和34年11月8日生)	昭和59年6月 当社入社 昭和63年7月 当社埼玉営業所長 平成3年1月 当社新規事業北関東営業所長 平成4年6月 当社取締役新規事業北関東営業所長 平成11年3月 当社取締役横浜支店長 平成14年6月 当社取締役業務部長 平成19年10月 当社取締役企画部長 平成22年4月 当社取締役 (現在に至る) 平成22年4月 三和電材株式会社代表取締役副社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 三和電材株式会社 代表取締役副社長 有限会社藤和興産 代表取締役	671,666株
7	やま だ きよし 山 田 清 (昭和23年1月21日生)	昭和56年1月 当社入社 平成3年1月 当社広島支店長 平成14年6月 当社横浜支店長 平成16年4月 当社執行役員横浜支店長 平成17年6月 当社取締役横浜支店長 平成18年6月 当社取締役西日本営業部長 平成19年4月 当社取締役西日本営業部長兼広島支店長 平成21年4月 当社取締役西日本営業部長兼大阪支店長 平成23年6月 当社取締役西日本営業部長 (現在に至る)	40,300株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	みや 宮 晴 夫 (昭和24年3月25日生)	昭和62年4月 東燃株式会社(現東燃ゼネラル石油株式会社)潤滑油部潤滑油計画課長 平成6年4月 同社川崎工場製油管理課長 平成8年4月 同社需給部業務課長 平成9年4月 同社需給部副部長 平成16年3月 当社入社 平成16年6月 当社関東工場長 平成20年6月 当社執行役員関東工場長 平成21年6月 当社取締役関東工場長 平成23年3月 当社取締役東日本製造部長兼関東工場長 (現在に至る)	5,800株
9	とく だ まさる 徳 田 勝 (昭和16年10月3日生)	昭和42年4月 弁護士登録 昭和49年1月 徳田法律事務所開設 (現在に至る) 平成7年6月 株式会社椿本チエイン社外監査役 (現在に至る) 平成20年6月 当社取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士 株式会社椿本チエイン 社外監査役	一株

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 徳田 勝氏は、社外取締役候補者であり、当社は、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 社外取締役候補者とした理由  
徳田 勝氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
4. 当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)  
徳田 勝氏 3年

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 稲田龍示及び北山諒一の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	きたやま りょういち 北山諒一 (昭和22年8月5日生)	昭和56年1月 公認会計士登録 昭和61年7月 北山公認会計士事務所開設 (現在に至る) 平成8年9月 当社仮監査役 平成8年11月 当社監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 公認会計士	42,000株
※ 2	たつ の ふみ ひこ 辰野文彦 (昭和40年3月1日生)	平成12年12月 弁護士登録 平成12年12月 さくら法律事務所 入所 平成14年1月 西梅田法律事務所 (現弁護士法人光明会) 入所 平成17年1月 同弁護士法人 パートナー弁護士 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
 2. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 北山諒一及び辰野文彦の両氏は、社外監査役候補者であり、当社は、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して、北山諒一氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。  
 また、辰野文彦氏も東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定であります。  
 4. 社外監査役候補者とした理由  
 (1) 北山諒一氏は、過去に株式会社長谷工アーベスト他2社にて社外監査役としての経験があり、また、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、公認会計士の専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者といいたしました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。  
 (2) 辰野文彦氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、弁護士の専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者といいたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。  
 5. 当社の社外監査役に就任してからの年数 (本総会終結の時まで)  
 北山諒一氏 14年10ヶ月

#### 第4号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を導入いたしました。

現プランの有効期間は、平成23年6月29日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含め、そのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、平成23年5月13日開催の取締役会において現プランを一部修正したうえで、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定しました（以下、継続する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）。

つきましては、当社定款第18条の定めに基づき、本プランを継続して導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株券等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

また、本プランの継続に当たり、株券電子化を踏まえた所要の修正を行っておりますが、実質的な内容に変更はございません。

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社の価値を十分に反映している

とは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和22年に大阪市大正区で創業し、主に船舶用金物を製造販売しておりましたが、その後、日本経済が高度成長期に入り建築用資材へのウエイトを高めていきました。昭和32年に新しい市場を開拓して業容を拡大するために東京に第1号店を出店して以来、現在、日本全国に40ヵ所の販売拠点と4ヵ所の工場で土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信、環境・街路緑化、産業廃棄物処理などさまざまな業界にインフラ関連の資材を製造販売し、事業の拡大を図ってまいりました。

これまで事業展開してきた当社の企業価値の源泉は、創業以来お客様第一の方針で、お客様のニーズに機敏にお応えし、お客様にとってなくてはならない企業であり続けるために、土木・建築をはじめ、さまざまな業界に向けて資材の供給とインフラの充実に積極的に取組み、製・商品及びサービスを提供してきたことであります。

その根幹となるものは、以下のとおりであります。

- ① お客様のニーズを迅速にキャッチするために全国に設置している販売拠点
- ② お客様のニーズにお応えするため、開発と製造がスピーディに対応する企画開発力と技術力

足場吊りチェーンでは昭和46年に仮設工業会の第1号認定工場となり、昭和60年にはターンバックルメーカーでは国内初のJIS表示許可を取得しております。

また、平成11年にはブレースメーカーでは国内初のISO9002を取得いたしました。現在では、全ての工場においてISO9001を取得し、高い生産技術で高品質な製品を供給しております。

- ③ お客様から求められる最も大きなテーマの一つに即納があります。お客様のニーズにすぐに応えられるように、在庫を持った販売拠点を全国

40ヵ所に設置して、クイックデリバリー体制をとっております。

- ④ 取扱商材が約4万点と多いことで、お客様からは便利で信頼できる仕入先として高い評価を得ております。

## 2. 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持、強化するためには、お客様に信頼され、満足いただける製・商品及びサービスを提供し続けるとともに、今後は、お客様の環境に対する関心の高まりに応えた製・商品の開発、製造が求められるものと考えております。

そのような背景の中で、当社は、コア・コンピタンスの強化と環境・街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

- ① 当社は、コア・コンピタンスであります土木・建築をはじめ、物流、船舶、電力、鉄道、営林、農園芸、情報通信などのインフラ関連資材の製造技術にさらに磨きをかけていくことがコンドブランドの向上につながるものと考えております。開発と製造、販売が一体となって市場の変化に機敏に対応することにより、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図ってまいります。
- ② 当社は、環境や街路緑化、産業廃棄物処理などをはじめとする新業種への事業の拡大を図っております。アスベストの除去工事で使用されますマスク、防護服、回収袋や産業廃棄物の収集運搬で使用されますコンテナバッグなど環境の保全及び改善分野に企業価値の創造を進め、当社のブランド価値を高めてまいります。
- ③ 当社は、平成22年4月に電設資材卸売業の三和電材株式会社を完全子会社化し、同社とのシナジーを最大限に発揮し、今後は環境、エコ、スマートグリッド関連等の注目される成長分野への事業展開により、当社グループの企業価値の向上を図ってまいります。

## 3. コーポレートガバナンスの強化、株主還元等

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化することによってコーポレートガバナンスの強化、充実することを経営の最も重要な課題の一つであると認識しております。

その実現のため、経営の透明性と監督機能の強化を図るために、弁護士である社外取締役1名を選任し、法令を含む企業全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって、経営の監視と助言を行い、併せて、弁護士及び公認会計士の専門的な知見及び独立性を有した2名の社外監査役を含む3名の監査役による客観的で公正な監視を行っております。また、当社は、社長直轄の内部監査部門として監査室を設置し、各部門の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等を定期的に監査し、適正性等の検証を行い、内部監査の結果は監査報告会で報告し、監査役も出席して監査情報の共有に努めております。

次に、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策と位置づけて、収益の向上と企業価値の増大を図りながら、業績に応じて株主の皆様へ利益の還元を行う方針であります。平成7年に株式上場してから平成22年3月期までの15年間で業績の向上に応じて年間配当を8回増配いたしました。また、平成13年以降5年間にわたり当初の発行済株式数の約15%の自己株式を取得し、平成17年11月16日には自己株式を100万株消却いたしました。今後も基本方針に基づいて積極的に株主還元を行っていく所存であります。

当社は、以上のような諸施策を実施し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1

をご参照下さい。)に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の四氏が就任いたします。

また、平成23年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであります。

同時点において当社役員及びその関係者並びに社員持株会(以下「当社役員等」といいます。)により発行済株式の約36%が保有されておりますが、当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使する訳でなく、独立した関係であることから、今後その各々の事情に基づき当社の株式等を譲渡、相続その他の処分をすることにより、分散化が進んでいく可能性が考えられます。それに加えて今後の事業拡大を図っていくうえで、資本市場における資金調達を行うこともあり得ると考えており、その場合には各株主の持株比率が希釈化される可能性もあります。このような状況下、世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、本プランの必要性はあるものと認識しております。

なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## ② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社取締役会は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

---

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

---

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (ix) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

（i）対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

（ii）その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買

付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと思えられる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあり

ます。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## 3. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

**(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること**

本プランは、上記 1. に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

**(3) 株主意思を重視するものであること**

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記 2. (3) に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

**(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示**

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員 3 名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

**(5) 合理的な客観的発動要件の設定**

本プランは、上記 2. (1) に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

**(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、上記2.(3)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

**4. 株主及び投資家の皆様への影響**

**(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様へ与える影響**

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

**(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響**

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社はその手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役又は(3) 社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

### 【再任の委員候補者】

北山 諒一（きたやま りょういち）

昭和56年1月 公認会計士登録

昭和61年7月 北山公認会計士事務所開設（現在に至る）

平成8年9月 当社仮監査役

平成8年11月 当社社外監査役（現在に至る）

※当社は同氏を、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

大和 正史（やまと まさし）

昭和53年3月 新潟大学大学院法学研究科修士課程修了

昭和56年3月 神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程所定単位修得後退学

昭和61年4月 関西大学法学部助教授

平成5年4月 関西大学法学部教授

平成16年4月 関西大学大学院法務研究科教授（現在に至る）

### 【新任の委員候補者】

徳田 勝（とくだ まさる）

昭和42年4月 弁護士登録

昭和49年1月 徳田法律事務所開設（現在に至る）

平成7年6月 株式会社椿本チェーン社外監査役（現在に至る）

平成20年6月 当社社外取締役（現在に至る）

※当社は同氏を、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

辰野 文彦（たつの ふみひこ）

平成12年12月 弁護士登録

平成12年12月 さくら法律事務所 入所

平成14年1月 西梅田法律事務所（現弁護士法人光明会） 入所

平成17年1月 同弁護士法人 パートナー弁護士（現在に至る）

平成23年6月 当社社外監査役就任予定

※当社は同氏を、社外監査役就任後、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上の四氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

以 上

## 当社の大株主の株式保有状況

平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
有限会社 藤和興産	1,507	11.14
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライス ストック ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,000	7.39
コンドクター テック 社員 持株会	758	5.61
近藤 勝彦	671	4.96
大阪中小企業投資育成株式会社	623	4.61
株式会社 F プランニング	450	3.33
近藤 純位	401	2.97
株式会社 三菱東京UFJ銀行	376	2.79
近藤 延滋	351	2.60
近藤 雅英	332	2.46
計	6,473	47.85

(注)1. 当社は自己株式567,211株を保有しておりますが、上記大株主の状況には含めておりません。

2. フィデリティ投信株式会社から、平成21年12月22日付で大量保有報告書の提出があり、平成21年12月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、当該報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株式等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	933	6.90

以上

## 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後、当社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売付けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要する虞があると判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>11</sup>(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>12</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1) から(4) までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1) から(5) までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

<sup>11</sup> 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

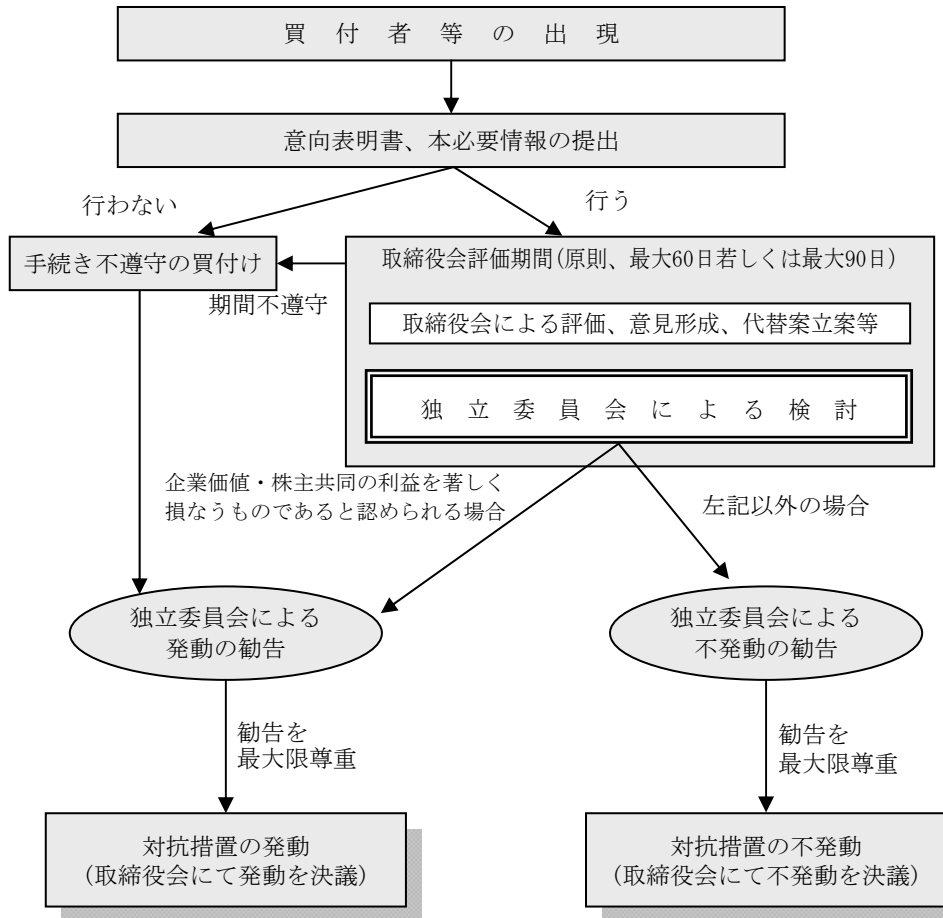
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

## 本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。

以上

